

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和元年度 第3回 川西市人権施策審議会		
事務局 (担当課)		市民環境部 人権推進課 内線(2412)		
開催日時		令和2年3月24日(火)午前10時～12時		
開催場所		川西市役所・4階庁議室		
出席者	委員	・岡委員 ・江見委員 ・石元委員 ・笹倉委員 ・安田委員 ・藤井委員 ・西垣委員 ・南委員 ・前田委員 ・石田委員 欠席:小田委員		
	事務局	市民環境部長・市民環境部副部長・参事兼人権推進課長・人権推進課副主幹 人権推進課主事・総合センター所長		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由				
会議次第		1. 開会  2. 会長あいさつ  3. 審議事項 (1) 答申(案) - 人権行政推進プラン(第3次改定)について (2) その他  4. 事務連絡・閉会		
会議結果		別紙 - 審議要旨のとおり		

	- 開会 -
	【審議】
会長	<p>事前にお送りいたしました、人権行政推進プランの答申案、まとめることができました。どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、議事日程にしたがって始めていきたいと思います。</p> <p>審議事項、両括弧1、答申案の人権行政推進プラン第三次改定について、説明よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>資料1、資料2、資料3 及びプランの説明</p> <p><u>説明終了</u></p>
会長	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>この答申案で、どういう点が修正されたか、というご説明がありました。修正点も含めて、全体通してお気づきの点がありましたら、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>すみません、2点ございます。</p> <p>まず、「はじめに」ということで、のびのびになっていた市長の前書きがないということなんですが、その辺の経緯をご説明いただけますか。</p>
事務局	<p>今日は答申をいただくということですので、市長の「はじめに」の部分は削除させていただいております。実際のプランには、市長の「はじめに」ということばと資料編なども付けさせていただきます、それを製本としまして、プランになります。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>はい、わかりました。そしたら、市長の「はじめに」というのがちゃんと入るとのことなんですね。ここにはないですが。</p> <p>もう1点は、4ページの第3章のところなんですけれども、今回SDGsについて追記がされる、それがより詳しく説明が入ったわけですが、それは非常に良かったと思っております。</p> <p>赤字の2行目のところで、「持続可能な世界を実現させるための開発目標(SDGs)が設定されています」。「設定」、という言葉がどうもなんかふさわしくないような気がするんですが、「設定」という言葉で、よろしいんですか。</p>
事務局	<p>国が出ております。冊子なんか「設定」という言葉を使っておりますので、ちょっと検討させていただきます。</p>
委員	<p>はい、いいですよ。「設定」でいいですよと言われたら構いませんが、ただこう私が読んで中では、SDGsね私もいろいろ調べた経過があったんですが、どうも「設定」というのは違う気がしたので、今お聞きをしたんです。</p> <p>ちょっと一度また調べてみてください。私も調べます。以上です。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>些細なことなんですが、23 ページの1のヘイトスピーチの最後の「と」が抜けてると思ったんです</p>

	が、違いますか。
事務局	ありがとうございました。
委員	同じページの23ページの上から三つ目の黒丸のところですけど、「外国人との出会いと交流の場において」も間違いじゃないし、これでもいいかなと思うんですが、非常に限定的になるので、ちょっと範囲を広げるような形を考えて、「外国人との出会いや交流の場などにおいて」、としたらどうでしょうか。
事務局	ありがとうございました。
会長	他にお気づきの点がございましたら。
委員	細かなことなんですけど、17ページの最後に、高齢者の人権の所の上から5行目の所の「高齢の親と無職の子どもの問題」という「無職」というこの表現なんですけど、このままでもいいかなとも思うんですが、基本的にはひきこもりで自分で仕事をしようと思ってもなかなかできない、と。そういう意味で、「仕事に就けない子どもの問題」というふうにした方がいいのではないかと思います。それから2点目が、30ページのところで、「自死(自殺者)、家族の人権」とありますが、「自死自殺者」、その次に「と、その家族の人権」というふうに変えたほうがいいのかと思います。3点目、26ページの下のところの「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権」の現状と課題の2行目の所で、「このうち兵庫県関係者は2人であり」という、「2人で」でもいいし、「2人あり」でもいいし、なんかもうちょっとやわらかい表現でもいいのかな、と思いました。
会長	はい。3点目は、どう変えればいいのかということでしょうか。
委員	「2人あり」でもいいですし、「2人であり」というふうに。
委員	あの、訂正とかじゃなくて、全体的な事でも大丈夫でしょうか。
会長	とりあえず、おっしゃってください。
委員	先ほど、市長の「はじめに」というのが、ここにはないけれども、答申を受ける側なので、ということですが、これは人権行政推進プランは、3月確定で、いつから発行されるものなんでしょうか。
事務局	4月からの発行です。
委員	ということは、4月当初の年度替わりには製本になるということによろしいですか。
事務局	はい。その通りです。
委員	はい、それでしたら、今まで議論を重ねてこられた内容ですので、これで結構なんですけど、今日3月24日ですよ。であれば、例えば資料とか市長の「はじめに」という言葉がこの場で示されて、製本に近い形が提示されるのは難しいということですか。
事務局	いえ、そうではなくて、あくまでもこの審議会で答申をいただき、その答申をもとに、市が作成するというので、今日の場合は、答申案ということでこちらの部分だけを出させていただきました。この答申をいただきましたら、すぐに資料と「はじめに」を付けたものを、皆様には、送付させていただきます。

委員	<p>やり方としてはいろんなやり方があると思うんですが、せっかく議論を重ねていただいたので、市長の「はじめに」という言葉も全部含んだ形で、目を通すということも一つ意義があるのかなと個人的には思いました。今後、審議会の持ち方にもよりますが、私は製本の状態で、皆さんにも知らせていただけると、より丁寧でいいかなと思いました。</p> <p>もう一つ、前回の人権行政推進プランと、もう一回見比べて思ったんですが、「人権文化のまちづくりの推進」というような表記の部分が、今回はこの中に含まれているのか、省略されて無いということで、今更ですけど、お聞かせいただきたい。</p>
事務局	<p>3ページをご覧ください。人権尊重の理念の二つ目、人権文化を築くというところで、表現しております。</p>
委員	<p>前の方が、もう少し、わかりやすかったかなとちょっと思いました。</p> <p>それともう一つ、全体的なことなんですが、今回もまた5年間でプランが改定されて、上位計画とか総合計画とかに合わせて、常に見直しがされるということだと思うんですが、今回事業再検証というのが行われまして、隣保館事業についても、その中で上がってきています。この中には「すすめていきます」というふうに書いてあるんですが、その辺の兼ね合いで、今後見直しがなされていく時に、この計画の、上位計画に対する位置付けというのはどのようになるんですか。</p>
事務局	<p>はい。人権行政推進プランも上位計画に基づいて策定されるものですので、そちらについては整合性をとっていくということです。</p> <p>総合センターのあり方については、また最後のその他のところで、少しお話をさせていただきたいと思っています。</p>
委員	<p>先ほどのお話、私、SDGsのところ、4ページの追記のところ、「設定」ではなくて、ちょっといま調べましたら、「策定」という言葉ではどうかと。「SDGsが策定されています」と。同じ文章がありましたので、「策定」ではどうかと。</p> <p>もう1点、先ほど他の委員もおっしゃいましたが、市長の「はじめに」が、要は、未だであると。しかし、これまでは、答申を受ける側だから未だ出さないという説明ではなかったと思うんです。ここに来て、そういう説明をされたというのは、これまでの話と少し違いますよね。ということですか。</p>
委員	<p>関連してですが、今の委員が言われたのと同じように、市長さんは、この答申案をまず見ておられると思うんですね。そうすると市長さんがもうこの3月24日にもなっているにもかかわらず4月に作成するのに、まだ市長さんの意見が書かれていないというのは、私は少し失礼なことではないかなと思いますよ。</p> <p>他の委員も言われたように、本当にどちらが先後っていうのではなくて、ルールっていうものはやっぱり守らなければいけないと思います。</p> <p>続けて総合センターの件ですが、そこに「本人通知制度」について書いておりますが、今、どれぐらいの人数の人が登録されているのかなと。そういった所もお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>はい。市長の「はじめに」についてのことなんですが。</p> <p>こちらのプランの答申というのは、あくまで審議会の皆様からの意見をいただくという形ですので、答申には付けていないんですが、実際、事務处理的なことと言いますと、「はじめに」の部分については、市長と調整は進んでいますが、最終の決裁は未だですので、今回はちょっとお示しすることはできません。</p>
委員	<p>そうしたら、できてからしか見れないんですね。市長の文章は、</p>
事務局	<p>そういうことになります。</p>

委員	ちょっと、それは失礼な事じゃないの。
委員	関連してですが、私ここに来たのは、これが初めてなんです、同じように、付いてないんだと思いました。これまでのいきさつは知らないの、私なりに解釈したのは、市長さんの「はじめに」も含めて、今後、完全版が送付されたときに、審議会として、私たちの方からコメントする部分が、配慮があるのかどうかということが気になりました。
事務局	市長の書く部分は、川西市が書くものですので、審議会での意見が、その「はじめに」の部分に反映されるということはございません。
委員	それは、おかしいでしょう。私たちが議論して、それを全体を目を通した市長さんが書きはるわけでしょう？それが全然切り離されたものとして考えているというふうには私は受け取ったんだけど、それはちょっとおかしいんじゃないですか。
事務局	失礼します。先ほど委員のおっしゃったように、答申の形というのは、いろいろございます。今回、「はじめに」のところは、市長のご挨拶というような形になっています。しかしながら、その挨拶も含めて、この最後の答申の中でどのように市長が述べられるか、これを読みたい見たいというご意見ももちろんあるかと思えます。 今回、「はじめに」のところは、市長のご挨拶という形にはなっているんですが、今、皆さんのご意見を聞いたところでは、その「はじめに」というのがこの人権行政推進プランの一角を成すものというような多分ご認識でご発言いただいていると思いますので、現段階の案文を皆様方にちょっと見ていただきたいと思えますので、事務局の方で用意しますので、少しお時間いただければと思います。
委員	すみません。私的には「はじめに」が、どうしても読みたかったとかいうわけではなくて、資料についても、この前回のプランには、人権擁護都市宣言、それから在日外国人教育指針、人権教育基本方針等々が載っていたので、今回もこういうものが全部載るのかどうかということや、製本版には載るといことはわかっているんですが、事前にそれも付いた形で、プランの全体像がわかるような形で、最終的にOKが出せると、より丁寧かなと思ったんです。 市長から諮問を受けて、答申を出すこの場の委員の方々には、やはりいろいろな思いや責任を感じられるところもあると思うんでね。そういうやり方の方が望ましいんじゃないかということをおしあげたつもりです。
会長	要するに、最終的な形のものとして示して欲しかったという意見で共通してるかと思うんですが、先ほどありました、この市長の「はじめに」を見せていただくということなんです、よろしいですか。
事務局	はい、わかりました。
会長	ちょっとまだ時間がありますので、他の点でお気づきのことがありましたらどうぞ。
事務局	すみません。資料編では、こういうものが載るといことを、お伝えしておきます。 <u>掲載予定の法律、方針、宣言など伝える。</u>
委員	プランの 27 ページ、「生活困窮者の人権」のところ。前は『ホームレスと生活困窮者、生活保護受給者の人権』が、『生活困窮者の人権』に変わっていますが、市議会の意見で、「ホームレスは生活困窮者だと表記されていますが、生活困窮者や生活保護受給者はホームレスと違った視点であるように思う。」との指摘を受けて、見だしを変えるのは何かちょっと違う対応になっているように思いました。

	<p>やっぱり生活困窮者ということになると、この生活困窮者自立支援法の対象の生活困窮者だけに入ってしまうと思いますので、もしこの見出しでいくのでせあれば、やっぱり「生活困窮者等の人權」としたほうがいいと思います。それが1点目。</p> <p>2点目は、このプランの生活困窮者のところに関係するんですが、28ページの「今後の方向性」のところ、「経済的自立と社会生活自立、日常生活自立に向けた支援を行います」。この社会生活自立ってというのはどういうことなのか、社会福祉の立場から言うとちょっとよくわからない。これだと、経済的、職業的自立しなさいって鞭打っているような、社会福祉の観点から見るとそういうふうに見えてしまうので、これは川西市の施策も関係すると思うんですが、やはりその本人の意思を尊重しまして、経済自立も視野に入れながら、その人らしい自立に向けた支援ってというのが、社会福祉の立場から見ると、そういうことなんですね。何かこれは少なくとも社会的自立ってというのは何なのか、社会生活か、ちょっとよくわからないっていうところがあります。後者のほうは、私のちょっと意見というか感想です。</p>
委員	<p>関連してです。今、委員のご指摘されたところ、こちらの資料3の修正の対比表の6ページのところに、前はこうで、このように修正したというところがありますが、生活困窮者、ホームレス、生活保護受給者、この概念はどのような関係性があるのか、少しわかりづらいです。その辺どのように整理されたのか教えてください。</p>
事務局	<p>はい。ご意見の中に、福祉部門と調整して欲しいということもありましたので、生活支援課等に相談をしまして、大きな意味で、生活困窮者の中には、ホームレスや生活保護受給者が入るというご意見をいただき、「生活困窮者の人權」というものにしました。</p> <p>この経済的自立、社会的自立、日常生活自立というものにつきましては、これは、生活困窮者自立支援法の中に書かれています。経済的自立の前に、生活困窮に至った方の尊厳の確保に配慮しつつということも書いてあり、その尊厳を確保しつつ、社会的な自立も支援をするということです。</p>
委員	<p>はい。社会的自立ってというのは、行政、国が使ってるのが必ずしも正しい訳ではなくて、結構他にも「えっ？」みたいなものがよくあるんですよ。しかし、それでいくとおっしゃるんだったら、これ以上は申しあげません。</p>
事務局	<p>このままいかせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい。これについては、他の委員の方どうですか。 委員、仮に書き換えるとしたらどんな書き換え方があるんでしょうか。</p>
委員	<p>「経済的自立を視野に入れつつ、社会との繋がりを回復し、日常生活の充実にに向けた支援を行います」とかそんな感じですかね。</p> <p>社会的孤立を解消するとか、それだったらわかるんですけども、社会生活自立って言われたら、社会福祉学の立場から言うと、ちょっとよくわからないので、もし社会生活自立という言葉を使われるのであれば、何か(注釈)みたいな、文書の説明があるとありがたいということです。</p> <p>この生活困窮者自立支援法の実際の運用のところ、社会福祉の立場からいうと問題があがっているので、そういう面から見ると、何か厳しい市の姿勢みたいに感じるのです。そこら辺は、実際現場の方がどうされているのかちょっとわからないので、あまり机上の空論みたいなことも言っても駄目だと思うので、感想というか意見というふうに申しあげました。</p>
会長	<p>はい。そうしましたら、内容は、このままでいくってことでもよろしいですか。 それと見出しの「生活困窮者の人權」については、委員ご提案の「等」を付けるということでもよろしいですか。</p>

委員	はい。
会長	今、市長の『はじめに』の文章が配られました、何かご意見ありますか。
委員	文章の中ほどの、しかしながらのところ、「障がい者の虐待など」、と書いてあるんですが、障がいのある人に対する虐待と、それから児童に対する虐待って読めるんですが、虐待の例として、障がい者も入ってくるっていうのは、「はじめの」の文章のところでは、一般的なところを書くべきだと思うんですが。
会長	はい。この件につきましては、審議会で委員からこういう意見が出たということをお伝えして考えていただくということで、よろしいでしょうか。 他にお気付きの点、ありますか。
委員	細かなことで申し訳ないんですが、前回の時には、「はじめに」というのはなかったんですが、これはあったほうがいいということで、今回つけられるということになったんですね。
事務局	はい、その通りです。
委員	あった方がいいと思うんですが、他の様々な計画の「はじめに(あいさつ)」と共通したごく一般的な文章になっているなと思いました。個人的な見解をいうと、これが要不要を言われると、必ずしも要ではないなというような感想は持ちました。
会長	はい。という感想があった、ということですね。
委員	感想です。
委員	当初提示されたプランでは、「人権行政推進プラン第3次改定にあたって」という副題がついてたんですが、今、配っていただいたものにはそれが入ってないんですね。 その辺のことをちょっと説明してもらえますか。
事務局	川西市のほうで、それぞれの個別のプランについては、同じような「はじめに」というものを付けるということに決まりまして、この「はじめに」の文章の一部分については共通で使用しているものです。その間には、このプランをつくった経緯なんかを入れるということが、決められたものです。
委員	私は、この人権行政というものは、特に首長(市長)の考え方っていうのは非常に言葉が重いと思うんです。人権行政について、市長が声明を出されるという意味で、挨拶とかそんな軽いものではないと思います。ここには、このプランのすべての内容が活かされてくるような提言や決意みたいなものが欲しいな、と正直思いました。
会長	そうでしたら、それも一応伝えていただくということで、よろしく願いいたします。 それで、目次なんですが、第一章の前に「はじめに」が入るとのことですか。
事務局	当初、「はじめに」というものを載せるつもりでしたが、市として統一した「ご挨拶」という部分で、個別にも上げるということになりましたので、この「はじめに」という部分は目次の中から削除しました。
委員	例えば、今日いただいた「子どもオンブズレポート」、これをめくってみますと目次のところがあって、目次の最初に「はじめに」って書いてあるんですね。こういうスタイルにならないのか、ということになります。

委員	5年ぶりに改定ということや市長も変わられてることもあるし、みなさん、市長の意見も聞きたいというふうに意見をお持ちじゃないんですか。
委員	単に形式の問題だけなんですけどね。目次っていうところに「はじめに」というのがないので、最終の製本された時には入るんですか、とお聞きしたんですけど。
事務局	当初、「はじめに」ということで、このプランの目次の中に入れる計画をしておりましたが、市の各個別のプランの書き方にならしまして、目次の中に「はじめに」は入れないことに決めました。
委員	いや、入れた方がいいんじゃないんですか。前回のスタイルの方がいいと思います。
事務局	わかりました。
会長	はい、その形でお願いいたします。 いろいろと出ているんですが、他にお気づきの点が、ございますでしょうか。
委員	ちょっと私から2点あるんですけども。 14ページの用語解説ですが、【ミソジニー】の説明に、「主に、男性の中にある女性に対し見下す意識のこと」となっているんですが、ちょっと読みにくい文章になってますので、「男性の中にある女性に対する見下し意識のこと」か、「男性の中にある女性を見下す意識のこと」とかに、変えたほうが読みやすいと思いました。それが1点です。 それから、29ページ、セクシュアルマイリリティのところ、同じように、【トランスジェンダー】の用語解説なんですが、括弧の中の(性別越境者ともいわれる)という言葉が新たに入ったんですが、トランスジェンダーを直訳すれば性別越境者とも訳することができるんですが、これを入れると、トランスジェンダーの方が自分で選んで、性別を決めたんですか、みたいに取り扱われますので、ちょっと誤解は生むのではないかと。ここはトランスジェンダーの説明を詳しくしていますので、わざわざ括弧で性別越境者は入れない方が、わかりやすいように思います。
会長	いろいろとご意見ご指摘いただきました。 本日のご意見等を反映する形で最終的なものをつくっていくということになるわけですが、大幅に変えるというわけではありませぬので、ただ、本日に「答申」するというスケジュールになっておりますので、後日、訂正したところを差し替えて、全体を改めて委員の方に送付させていただくと、それを、どういふふうに変えるかというのは会長に一任していただければと思うんですが、それでよろしいでしょうか。
委員	(拍手)
会長	そうしましたら、今回いただいた意見を反映させたものを製本にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	はい、今の段取りで、いいと思います。 ただ1点、22ページのところの「外国人の人権」のところなんですけど、今、外国籍の方、それから、日本以外のところにルーツを持った方とか、多様な状況が出てきていると思うので、外国人という形でひとくくりにして、今後の対応ができるのかなというところは、ちょっとあります。また5年後の改定では、何か他に適切な表記がないか検討していただけたらありがたいなと思います。 後、感想ですが、人権っていうのは、大事だけれども、その大事さをわかってもらうのはなかなか難しいなと思っています。また、担当の方も非常に大変なお仕事だと思います。 しかし、最近川西市としての取り組み姿勢について、思うところもありますので、是非、この人権の



	<p>取り組みはしっかりと進めていただきたいなと、強く思いますので、よろしくお願いします。</p>
委員	<p>私もよろしいでしょうか。先ほど会長がおっしゃったところでちょっと目に付いたものですから、「パートナーシップ宣誓制度」。これを、導入する市、自治体が増えてきました。</p> <p>あと紹介が宝塚、三田、尼崎とあって、尼崎が令和2年1月に導入という言葉がありますが、ここは、策定という言葉のほうがふさわしいのではないかなと。ちょっと気が付いたんで。申しあげました。</p>
会長	<p>はい、どうもありがとうございました。では、先ほども言いましたが、これを答申として市長に渡したいと思います。</p> <p><u>石元会長から市長の代理として石田市民環境部長に答申書を手渡す。</u></p>
会長	<p>はい。では、議事日程の2に移ります。その他について、事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>来年度の審議会の予定について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計4回ほど開催を予定</li> <li>・追加の3回分の内容は、総合センターの在り方及び活用方法について(諮問一答申)</li> <li>・進め方については、6月の審議会で改めて説明</li> </ul>
会長	<p>はい。ただ今の件につきまして、何かありますでしょうか。</p>
委員	<p>いいですか。6月にまた説明させていただくといったところで、何のことなのっていう感じがします。前もって、今後、ああしていききたい、こうしていききたいというような相談がなければ考えようがないし賛成のしようもないですよ。それはまたお話していただけるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の人権行政推進プランにも総合センターの位置付けについても明確にしてあります。今までの経緯、設置目的もふまえて、この人権行政推進プランと違うような議論をしようという考えはございません。</p> <p>先般、市の事業再検証の中で、今後の人権行政をすすめていくうえで、総合センターが担う役割についての議論もあったところです。ただ、それについては、有識者のご意見というところでありますので、あらためて皆さま方にご審議をいただいて、最終的には答申というような形になるかと思えます。</p>
委員	<p>すいません、ここに来られている委員さんたちは、全ての方が、総合センターについて十分ご存知かという失礼ながらそうじゃないと思うんですよね。やっぱり文章に書かれたり発言されたことを聞くことによって判断するという形になるかと思うんです。</p> <p>だからその前に、まずは関係部署等といろいろ話し合っていく中で煮詰めたものをこういう審議会の中で議論・検討していただくという方法が一番ベターでないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほど言いましたように、実質3回の審議会についての進め方については、委員からご指摘いただいた、まずは、設置目的も含め、現在のセンター事業についての資料をまとめて、具体的に説明させていただいき、十分にご認識をいただいた上で、以後どんな観点から議論していくかについても、ご議論いただいた上で進めていけたらなと考えております。</p>
委員	<p>よろしいでしょうか。先ほどの2020年度の6月以降の3回で、総合センターのあり方を検討するという事なんですが、形としてはその検討というのは、諮問を受けて答申を出すという形で、その検討結果が示されるということで理解していいんですか。</p>

事務局	はい、そうです。
委員	ということは審議会に諮問があって答申を出すということですから、行財政改革審議会の方にも諮問があって、答申が出ているということで、当事者団体が出たりとかするわけですよね。基本的には答申は尊重されるというふうに理解して議論を進めればいいですね。
事務局	そうでございます。
会長	他にになにかございますでしょうか。
委員	今朝、社協の方へ行ってきたら、「総合センターだより」が置いてあったんですね。ちょっと待っている間に見ていたら、この行事はどうなりましたか？と質問したんですよ。大分経って、いや全部中止になりました、新型コロナの影響でと。その感覚を私はちょっと違うんじゃないかなと。中止と決定した時点でね、これは引き上げるとかしなかったのかなと。もう少し丁寧に対応すべきではなかったのかなと、ちょっと感じたもんですから、はい。
事務局	もちろんそうです。
会長	よろしいでしょうか。はい。どうもありがとうございました。では、事務局の方にお返しいたします。
事務局	石元会長、他委員の皆さま、長時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の川西市人権施策審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。  - 閉会 -